

重 要

平成30年12月18日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年1月8日開催分オークションより、オークション2レーン化に伴い、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第5章 取引 第7条 商談

1. 会員が流札車両の購入希望する場合は、最終応札価格より1万円以上の申込み価格で「商談申込み票」もしくは端末機により、当該車両セリ終了から当日午後5時までに商談申込みすることができる。オークション終了時刻が午後5時以降の場合は、オークション終了まで商談申込みすることができる。（端末機の場合は、オークション終了までとする）尚、商談申込み後、翌日に成約した場合は、オークション開催日に成約したものとみなす。

変更後（商談受け付け時間変更）

1. 会員が流札車両の購入希望する場合は、最終応札価格より1万円以上の申込み価格で「商談申込み票」もしくは端末機により、オークション終了後1時間以内に限り商談申込みすることができる。オークション終了時刻が午後5時以降の場合は、オークション終了まで商談申込みすることができる。（端末機の場合は、オークション終了までとする）尚、商談申込み後、翌日に成約した場合は、オークション開催日に成約したものとみなす。